

2-2 身近な生活環境対策

事業場の公害防止対策

事業活動などによって発生する公害には、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染など様々なものがあります。国はこれらの公害防止のために環境基本法を基に大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・土壌汚染対策法などの法令を定めています。

一方、公害問題は地域性も強いことから、全国一律規制では馴染まない側面もあるため、法律の下で各自治体の実情にあったより厳しい規制ができるようになっていきます。このことから東京都は、昭和 44 年に東京都公害防止条例を制定しました。

この条例では公害発生源になりやすい事業場を工場と指定作業場に分類し、事業場に関わる様々な公害問題を総合的に規制してきました。

その後、東京都公害防止条例は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 13 年 4 月 1 日施行）」（以下、「環境確保条例」という）に全面改正され、都市生活型公害や地球規模の環境問題に対応するほか、工場や指定作業場などへの公害規制も充実・強化されました。

（１） 工場・指定作業場の指導

近年、市街化によるオープンスペースの減少や事業場周囲の宅地化なども一因となり、事業場に対する近隣住民からの苦情相談は依然としてなくならない状況にあります。

そのため区は地域の生活環境を確保するため、工場の立入調査等を通じて適切に公害防止を図るよう指導を行っています。

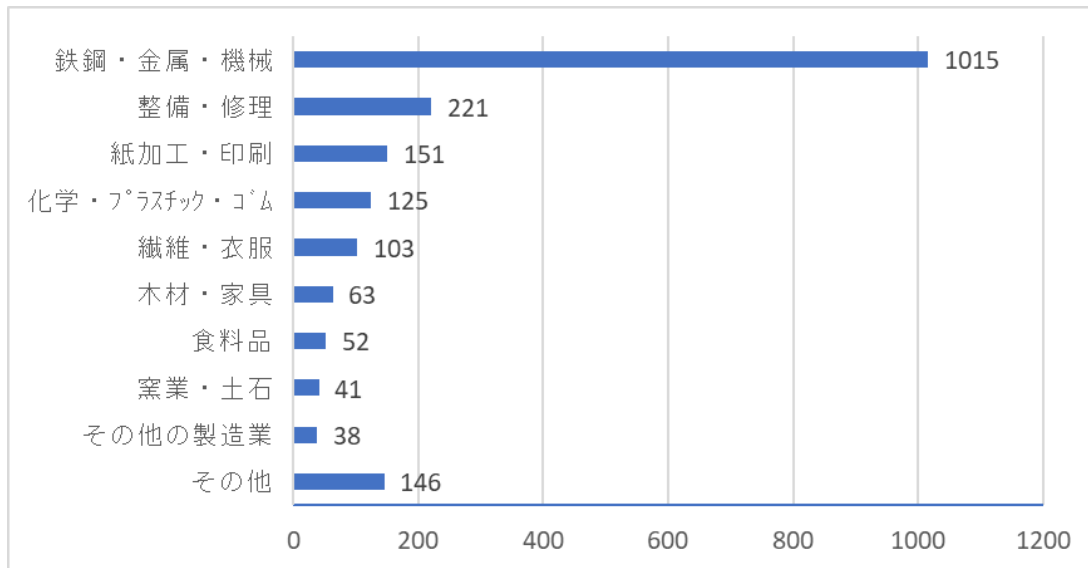
① 工場

事業活動による公害の発生を防止するために、環境確保条例では工場認可制度を定めています。

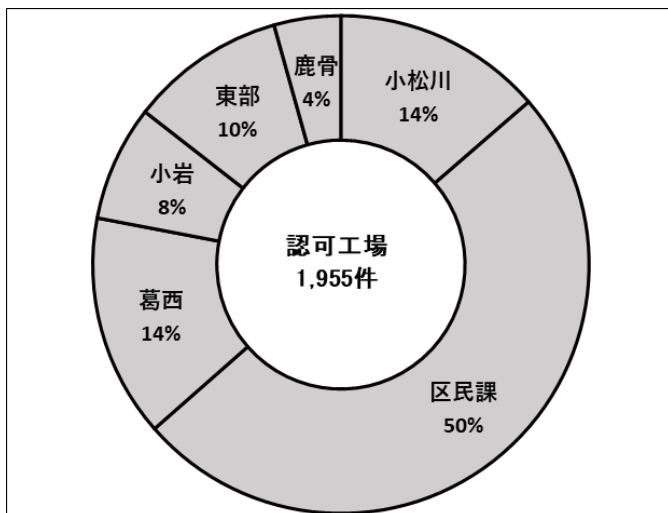
この制度は工場を新たに設置するときや施設・公害防止方法等を変更するときに、公害防止計画を事前に申請し認可を受けることで公害発生を未然に防止することを目的としています。

区は認可申請時や立入調査を通して事業者に対し、事業場の建物構造や機械類配置及び公害防止設備の維持管理などの指導を行っています。

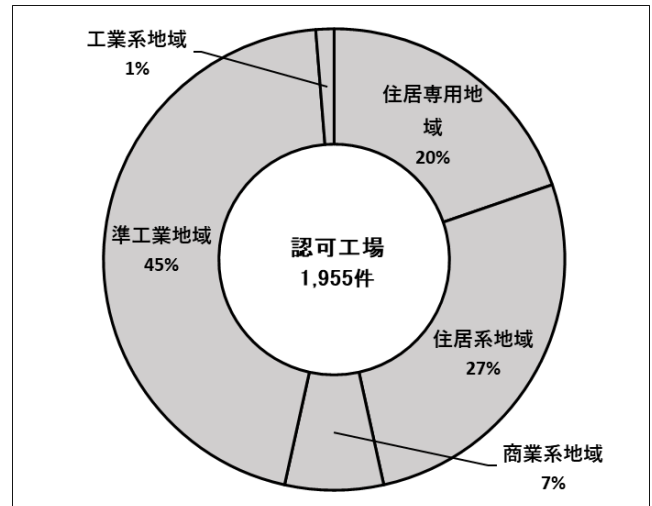
業種別の認可工場（1,955 件）状況



管内地域別の認可工場立地状況



用途地域別の認可工場立地状況



工場の認可申請の状況は経年的に減少傾向で推移していますが、令和5年度は15件（設置5、変更10）で、前年度に比べ16件減少しました。

[工場認可申請の推移（過去10年）]

（件数）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置	6	5	4	10	11	14	7	6	16	5
変更	8	8	5	12	16	4	6	4	15	10
計	14	13	9	22	27	18	13	10	31	15

認可工場は、令和5年度末現在で1,955件です。内訳として金属加工業（鉄鋼・金属・機械）が1,015件と52%を占めています。

② 指定作業場

環境確保条例では、工場以外の事業場で公害発生のおそれのある 32 種類の作業場を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

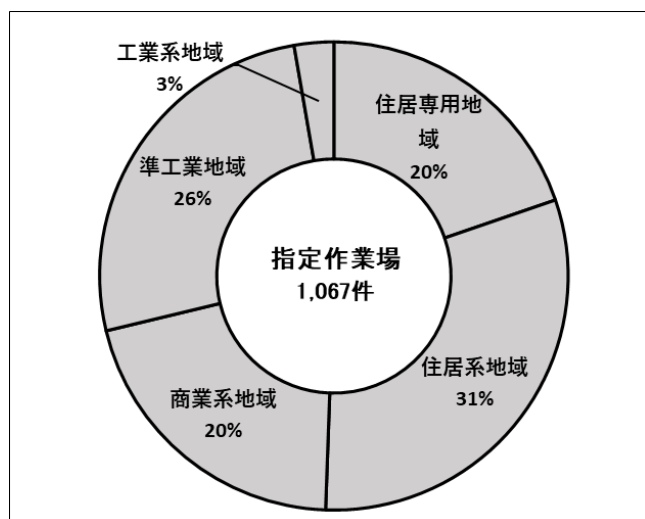
指定作業場を設置または変更するときには事前の届出が義務づけられ、届出時に必要に応じた公害防止対策を指導しています。

ア 指定作業場の種類

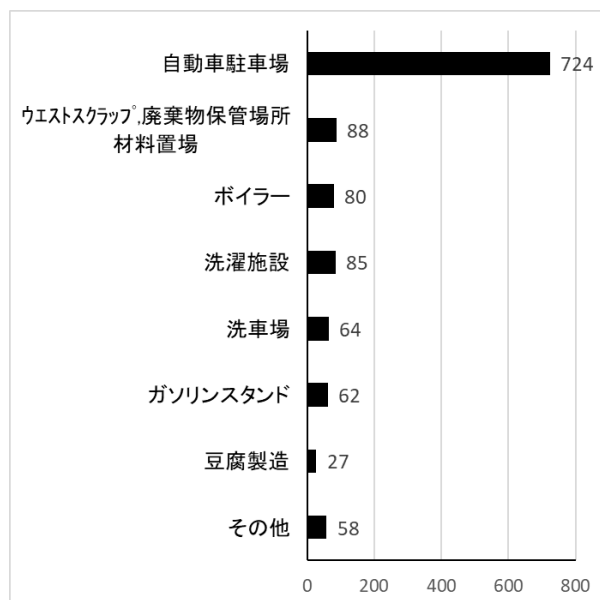
＜主な指定作業場＞

- ①自動車駐車場（収容能力 20 台以上）
- ②ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、CNG スタンド
- ③自動車洗車場
- ④ウエスト・スクラップ処理場
- ⑤廃棄物の積替え・保管場所
- ⑥材料置場（面積 100 ㎡以上）
- ⑦めん類製造場
- ⑧豆腐煮豆製造業
- ⑨洗濯施設を有する事業場（作業場 50 ㎡未満で店舗併用）
- ⑩ボイラー（一定規模以上）等を有する事業場
- ⑪学術研究機関

用途地域別の指定作業場立地状況*1



種類別の指定作業場（1,188 件）状況*1



*1：一つの事業場で2種類以上の指定作業場を有する事業場があるため、用途地域別の指定作業場立地状況の件数と種類別の指定作業場の件数は異なります。

イ 指定作業場の届出

指定作業場の届出は令和 5 年度 25 件（設置 21、変更 4）でした。この届出のうち 13 件は自動車駐車場でした。

[指定作業場届出の推移（過去 10 年）] (件数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置	16	14	12	15	23	13	20	16	20	21
変更	4	2	0	13	5	4	10	15	4	4
計	20	16	12	28	28	17	30	31	24	25

区内の指定作業場立地状況は、令和 5 年度末現在で 1,067 件*1 設置されています。区内で一番多い指定作業場は自動車駐車場で 724 件立地しています。また、ウエスト・スクラップ処理場や材料置場など作業の性質から一部で開放型作業となりやすい事業場は 88 件立地しています。

これらの開放型事業場は特に騒音などの公害に結びつきやすく、運営には細心の注意が必要となるため、事業者に対し機械設置及び運用の両面で指導を行っています。

(2) 騒音規制法、振動規制法に基づく届出

工場などの事業場や、建設作業に伴って発生する騒音や振動は、騒音規制法や振動規制法でも規制されています。

① 特定施設の規制、指導

騒音規制法・振動規制法で定める特定施設を設置する事業場は、区への届出が義務づけられています。

主な特定施設として空気圧縮機、印刷機、金属加工機械などの生産機器のほか、事務所ビル・建物内駐車場等の空調機や排煙設備等の送風機も対象となっています。

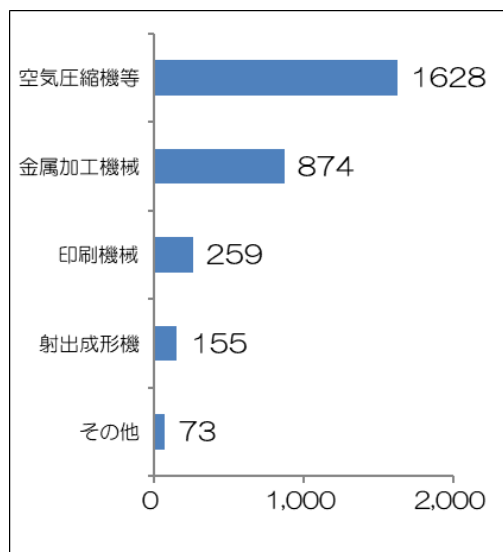
区は届出を基に、特定施設の構造や設置場所などを調査し、必要に応じた公害防止指導を行っています。

騒音規制法に基づき届出されている事業場は令和 5 年度末現在で 638 件、2,989 施設であり、その内訳は空気圧縮機等が 54%、金属加工機械等が 29%です。

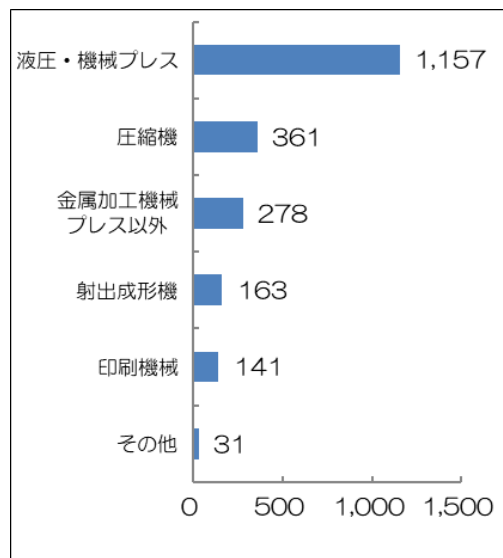
振動規制法に基づき届出されている事業場は令和 5 年度末現在で 461 件、2,131 施設であり、その内訳はプレス機が 54%、プレス以外の金属加工機械が 13%となっています。

*1：一つの事業場で 2 種類以上の指定作業場を有する事業場があるため延件数は 1,188 件となります。

騒音規制法の特定施設（2,989 施設）



振動規制法の特定施設（2,131 施設）



② 特定施設の届出状況

最近は特定施設数及び特定工場数は減少傾向です。令和5年度の騒音規制法に基づく特定施設設置届出は 4 件、振動規制法に基づく特定施設設置届出は 4 件でした。

[特定施設の設置届出の推移（過去 10 年）]

（件数）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
騒音	10	6	4	15	8	8	6	13	19	4
振動	6	6	3	11	8	7	4	8	12	4

③ 特定建設作業の規制、指導

解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は一時的ではありますが、著しい騒音や振動を発生することから、騒音規制法や振動規制法で定める機械を使用する工事を「特定建設作業」と規定し、工事の元請け業者に対し作業開始の 7 日前までに区への届出を義務づけています。

建設作業は工事期間中、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことが多いことから、届出時に建設工事を行う事業者に対して低騒音・低振動型の建設機械の使用や工事現場の周囲を防音シートで囲うなどの公害防止対策を指導しています。

さらに周辺住民に対して工事内容等の説明を行い、建設作業に対する理解を得るとともに、苦情等が寄せられた場合には適切な対応をするよう事業者に求めています。

④ 特定建設作業の届出状況

令和５年度の特定建設作業実施の届出件数は騒音 538 件、振動 398 件で、前年度より騒音は 32 件、振動は 1 件減少しました。

[特定建設作業実施の届出状況（年度）]

（件数）

騒音規制法	R4	R5	振動規制法	R4	R5
くい打機等使用作業	24	21	くい打機等使用作業	24	22
さく岩機等使用作業	524	495	ブレーカー使用作業	375	376
その他の作業	22	22	その他の作業	0	0
計	570	538	計	399	398

⑤ 特定建設作業の種類

- ・ くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
- ・ びょう打機を使用する作業
- ・ さく岩機を使用する作業（ブレーカーを使用する作業）
- ・ バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー作業
（低騒音型建設機械の指定機種を除く）
- ・ 空気圧縮機を使用する作業
- ・ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破砕機を使用する作業

（３） 地下水の揚水規制

環境確保条例では動力を用いる揚水施設*1で地下水を汲み上げる場合には、事前の届出と構造基準の順守及び年１回の揚水量の報告を義務づけています。

これは地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止するためであり、構造基準だけでなく、一日あたりの揚水量にも制限があります。

令和５年の地下水の揚水量報告は１２８件でした。江戸川区全体としては、一日あたりの地下水揚水量は約８１５ｍ³でした。

*１：一戸建て住宅で家事用のみに使用する 300 ワットを超えない小出力ポンプは除く

(4) 化学物質の適正管理

化学物質取扱事業者が化学物質を適正に管理するためには、事業場で使用する化学物質の取り扱い状況を調査・整理するとともに、使用量等を正確に把握することが必要です。

環境確保条例では、化学物質の適正管理に関する規定を設けています。都内で取扱量の多い 59 種類の化学物質を適正管理化学物質と定め、そのいずれかの物質を年間 100kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対して、前年度の化学物質の使用量や、環境への排出量などの報告を義務づけています。

また、管理の方法や事故防止及び事故時の対処法等について定める管理方法書の作成も必要であり、従業員 21 人以上の事業場には、化学物質管理方法書の提出を義務づけています。

自主的な適正管理や、より安全性の高い代替物質への転換を推進するとともに、化学物質の排出抑制を図るために、届出の指導を行っています。

令和 5 年度に提出された「適正管理化学物質使用量等報告（令和 4 年度使用分）」は 149 件で、その主な業種は、塗装工場・印刷・メッキ・ドライクリーニング・ガソリンスタンドなどです。

[化学物質関係届出の推移]					(件数)
年 度	R1	R2	R3	R4	R5
管理方法書	0	1	23	4	0
使用量等報告書	161	159	156	153	149

P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、「法律で定められた業種」「事業者全体の常用雇用者数が 21 人以上」「法で定めた 515 化学物質の中で、それぞれについて年間当たり 1 トン以上（化学物質によっては 0.5 トン以上）使用している」の要件を全て満たしている場合には、東京都へ届出が必要となっています。

(5) 事業場の調査・指導

区は環境確保条例に基づいて、工場認可や指定作業場の届出により各種規制基準を守るよう事業場を指導しているほか、地域の生活環境を確保するため、適時調査を行い公害の未然防止に努めています。

令和 5 年度に実施した対象事業場及び調査内容等は次頁の表のとおりです。

[令和5年度の立入調査状況]

対 象	調 査 内 容	調査件数
公共用水域排水事業場の調査	管理状況、排水中の規制対象物質等測定	3
廃棄物処理事業場の調査	作業管理状況、粉じん量等測定	1
化学物質取扱事業場等の調査	保管・管理・使用状況、濃度測定等	27
ばい煙発生事業場の調査	排ガス中の規制対象物質等測定	1
地下水の調査	地下水（井戸水）の有害物質測定	1

・排水事業場の調査

区内には河川等の公共用水域に直接排水している事業場は令和5年度末現在で3件あります。これらの事業場について環境確保条例に基づき排水調査などを行い、規制基準の順守状況、排水処理設備の維持管理状況を確認し、水質汚濁の未然防止に努めています。

・廃棄物処理事業場の調査

廃棄物処理事業場は、分別や粉碎等の作業を屋外で行うものや、運搬の出入りも多いことなどから、近隣住民とのトラブルの事例もあり、地域環境の保全及び公害防止の観点から、作業状況の調査・指導を行っています。

・化学物質取扱事業場等の調査

化学物質は適切な管理が行われない場合、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。また、多量に化学物質を使用や保管している事業場は災害時における化学物質の漏えい事故等のおそれがあります。

トルエンやヘキサン等の有害ガスを発生する事業場に対して、排出状況の測定を行うなどの規制・指導を行うとともに、多量保管の事業場にも立入調査を実施し、保管状況等の確認を行っています。

・ばい煙発生事業場の調査

区内にはボイラーや焼却炉等のばい煙規制対象施設は令和5年度末現在で284施設が設置されています。区は焼却炉を中心に排ガス測定と公害防止設備の維持管理状況の調査・指導を行っています。

・地下水の調査

昭和50年代、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が各地で問題となりました。地下水は一度汚染されると浄化することが困難であり、未然に防止しなければなりません。区では、地下水の状況を把握するため、定期的に井戸の水質調査を行っています。

(6) 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度には国と東京都の制度があります。

国の制度は「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいており、特定工場を設置している者に対し、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者の選任を義務づけています。

東京都の制度は環境確保条例に基づいており、特に公害防止管理者の必要性が高いと考えられる工場に選任を義務づけています。

公害防止管理者は自社の公害防止を適切に行うほか、行政や地域住民の窓口としても重要な役割を担っています。

区は、環境確保条例の公害防止管理者の選任・解任届及び国の制度のうち騒音発生施設又は振動発生施設*1を設置している工場からの選任・解任届の受理を行っています。

[特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場]

種 類	公害防止統括者	公害防止管理者	
		騒音	振動
選任済工場数(件)	2	3	6

[環境確保条例に基づく公害防止管理者選任済の工場]

区 分	一 種	二 種	合 計
選任済工場数(件)	10	89	99

(7) 工場立地法に基づく届出

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場の設置について緑地等の割合を定めています。同法で規定される届出は、平成24年4月1日より都から区へ届出先が変わりましたが、令和5年度末時点で設置届出済の工場が区内6工場あります。

令和5年度の設置届は0件、変更届は0件でした。

*1：騒音・振動関係公害防止管理者を選任しなければならない施設は次のとおりです。

- ・液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）
- ・機械プレス（呼び加圧能力が、980キロニュートン以上のものに限る。）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

アスベスト（石綿）問題と対策

（１） アスベスト問題の経緯

アスベストは天然の鉱物繊維で、熱に強い・摩擦に強い・切れにくい・酸アルカリに強い・丈夫で変化しにくいなどの特性を持っており、防音・吸音・保温性にも優れていることから用途は約 3,000 種と言われ、主に工業製品と建材製品として利用されてきました。

このうち約 9 割は建材製品であり、昭和 30 年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化にともない、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和 40 年代の高度成長期に多く使用されてきました。平成 17 年 6 月下旬、アスベストを使用していた工場の労働災害事例が公表され、その後も多数の企業がアスベストによる労働災害事例を公表しましたが、一部の従事者だけでなくその家族や工場周辺の住民に影響があったことが明らかになり、大きな社会問題となりました。

このアスベスト問題に関する社会的関心の高まりを受けて、国は大気汚染防止法の政省令を改正し、特定建築材料に石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の追加や、特定粉じん排出等作業を実施する建築物の規模要件等を撤廃するなど規制を強化しました。

また、法に基づく届出とともに、環境確保条例では石綿の飛散防止方法のほか、石綿濃度の測定など、条例独自の届出を義務づけています。

なお、平成 7 年にアスベストを含有する吹付け作業が原則禁止され、平成 18 年にはアスベストを含む建材等について、一部代替が困難なものを除き、製造、輸入及び使用等の禁止措置がとられました。

（２） 建築物等の解体・改修工事

① 建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の報告について

大気汚染防止法の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）より、規模要件を満たす解体・改修工事を行う際、アスベストの事前調査の結果を元請業者が行政へ報告することが義務付けされました。令和 5 年度の報告件数は、4,160 件でした。なお、建築物の工事は、有資格者による事前調査が義務付けされました（令和 5 年 10 月 1 日施行）

【報告対象となる工事要件】

- ・延べ床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ・請負金額の合計が 100 万円以上の建築物の改修工事
- ・請負金額の合計が 100 万円以上の工作物の解体・改修工事

- ② アスベスト含有吹付け材（レベル1）及び保温材（レベル2）の除去工事について

大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出が必要です。令和5年度の届出件数は25件でした。

- ③ 解体工事に関する周知

建築物の解体工事におけるアスベストの飛散防止や騒音、振動などによるトラブルを防止するため、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」を平成18年4月1日から施行し、工事内容を事前に近隣住民に周知するなどの指導を行っています。石綿事前調査結果の報告制度の開始に伴い、事前周知要綱の届出制度は廃止しました。（令和4年4月1日施行）

（3） 江戸川区の取組み

区施設におけるアスベスト除去、区民相談窓口の設置、建築物解体時の指導を行うとともに、アスベスト調査費の助成制度、区民の住宅や中小事業者へのアスベスト除去工事費の助成・融資などの支援を実施しています。これらはアスベスト情報として区のホームページに掲載しています。

- ① 民間建築物に対するアスベスト調査費用の助成

区内にある住宅・作業場・駐車場などで、吹付け材等のアスベスト含有の有無などを調査した費用について、1棟につき10万円を限度に実費の2分の1を助成しています。

- ② 民間建築物に対するアスベスト除去工事費用の助成

区内の建築物所有者に対して予算の範囲内で吹付けアスベストの除去工事費用の一部を助成しています。なお、建築物を継続使用するなどの条件があります。

- ③ 民間建築物に対するアスベスト除去等改修工事への融資

- ・ 個人住宅 ⇒住宅リフォーム資金融資あっせん制度
- ・ 事業所 ⇒中小企業振興事業資金融資制度

④ 大気中のアスベスト測定

一般環境(大気中)におけるアスベスト濃度を区内4地点で年4回の測定を行っています。

区内大気中のアスベスト濃度(総繊維数)

(単位:本/リットル)

調 査 地 点	令和5年度			
	5月	8月	11月	2月
中央測定局(中央一丁目)	0.20	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
上一色測定局(上一色一丁目)	0.20	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
篠崎測定局(篠崎町三丁目)	—	—	0.2 未満	0.2 未満
東部測定局(東瑞江一丁目)	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満

※大気汚染防止法に定められたアスベスト取扱工場などの、敷地境界における規制基準は10本/リットル以下。

※篠崎測定局は、小学校の改築工事中のため、5月と8月は未実施。

苦情・相談の状況

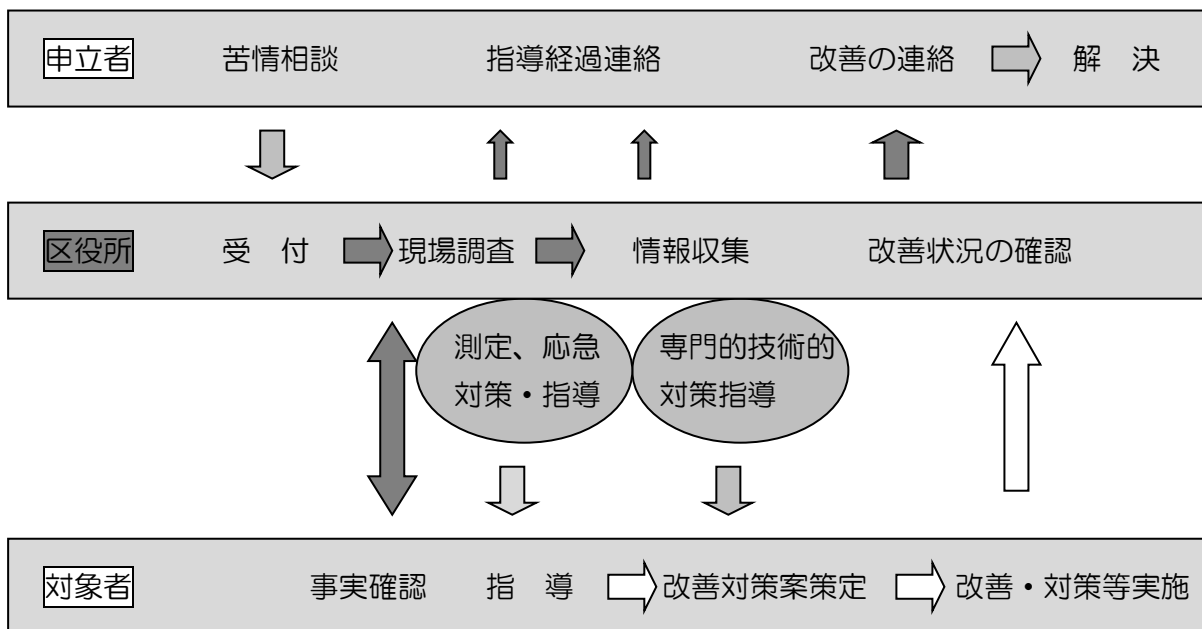
(1) 受付から改善・解決までの道筋

一般に「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の生命、健康及び生活に障害を及ぼすこととされており、市民生活上の障害を広くその中に含むものとされています。

江戸川区では急速な都市化や社会環境の変化にともなって、生活様式や価値観が多様化し、従来の公害苦情と異なる様々な苦情や相談が寄せられています。

公害に係わる苦情や相談の受付から改善・解決までの道筋は以下のとおりです。

- ① 申立者から公平な立場で事情を十分聞く。
- ② 現地調査を行い事実確認し、必要に応じて測定等科学的な原因究明を行う。
- ③ 発生源者に助言、指導し対策を講じてもらう。
- ④ 対策の効果を確認し、申立者に結果を報告する。



(2) 苦情・相談の状況

発生源別苦情件数は、平成 10 年度には 528 件ありましたがここ数年は 200～300 件台で推移しており、令和 5 年度は 333 件でした。また、現象別苦情件数は近年 350 件前後で推移していましたが、令和 5 年度は 401 件でした。多い順に騒音、振動、粉じん、悪臭、ばい煙となっています。

また、公害以外の苦情・相談が、令和５年度は 559 件あり、あき地・空家関係の相談が最も多く、次いでハチ、カラスの順となっています。電波障害の相談は地デジ化に伴い激減しています。

最近の傾向は、コロナ禍によるテレワークの増加に伴う苦情が増加しています。

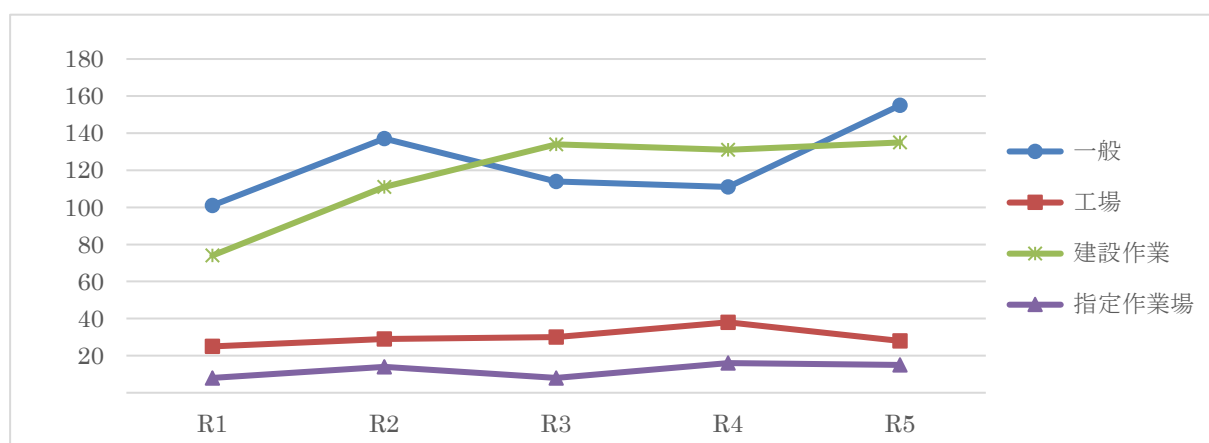
また、建設・解体工事の騒音や、音響機器や冷暖房機器等の使用による一般家庭からの騒音や飲食店の深夜営業に伴う騒音などが問題となっています。

生活騒音は、日常生活を営む上で必然的に発生します。そのため多くの人が時に

は被害者に、時には加害者になるという特性があり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）にある規制基準によって一律に規制することは、日常生活に制限を加えることになってしまい、なじみにくいものといえます。このため、一人ひとりがモラルや地域のルールを守るように気をつけて、当事者間の話し合いのなかで自主的に解決するように努めることが望めます。

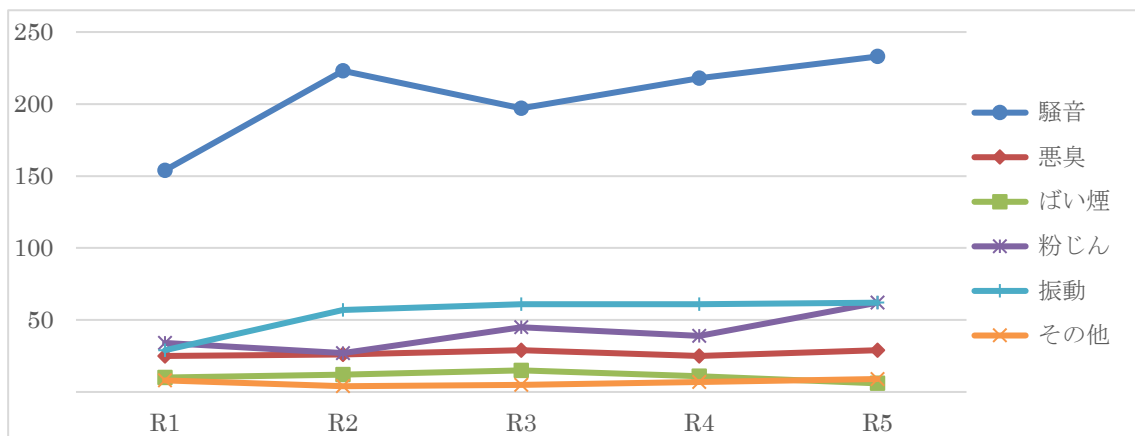
発生源別苦情件数の推移

年度 分類	R1	R2	R3	R4	R5
一 般	101	137	114	111	155
工 場	25	29	30	38	28
建設作業	74	111	134	131	135
指定作業場	8	14	8	16	15
計	208	291	286	296	333



現象別苦情件数の推移

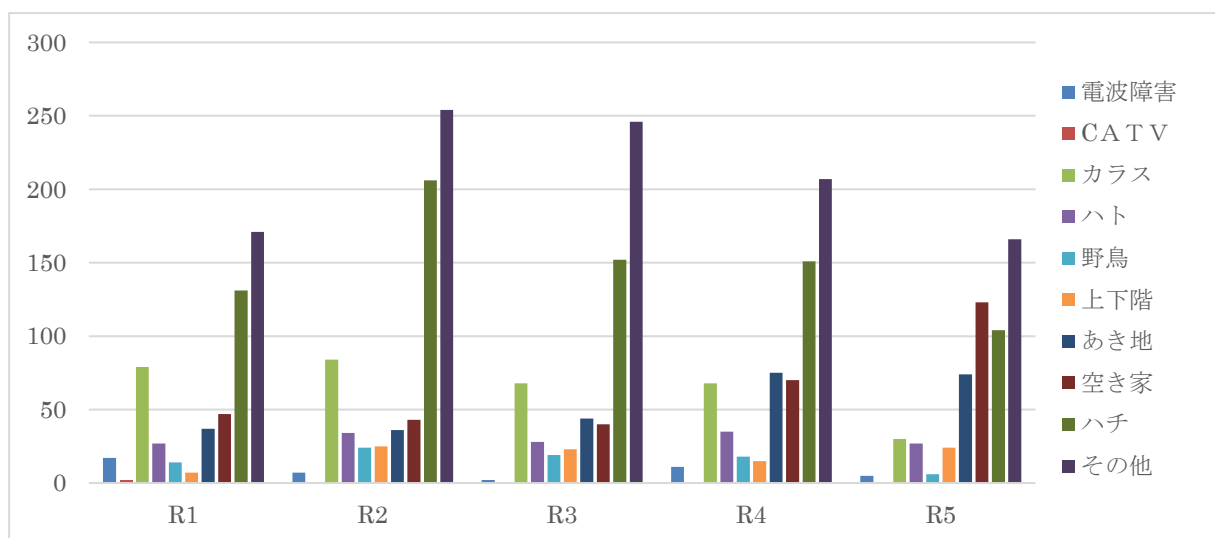
年度 現象	R1	R2	R3	R4	R5
騒 音	154	223	197	218	233
悪 臭	25	26	29	25	29
ばい煙	10	12	15	11	6
粉じん	34	27	45	39	62
振 動	29	57	61	61	62
その他	4	5	7	7	9
計	256	350	354	361	401



相談の受付状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
電波障害	17	7	2	11	5
CATV	2	0	0	0	0
カラス	79	84	68	68	30
ハ ト	27	34	28	35	27
野 鳥	14	24	19	18	6
上下階	7	25	23	15	24
あき地	37	36	44	75	74
空 家	47	43	40	70	123
ハ チ	131	206	152	151	104
その他	171	254	246	207	166
計	532	713	622	650	559

※たばこの相談は別集計



(3) 夜間・深夜の騒音調査

これまでは夜間の時間帯による騒音苦情の多くは夏期（概ね6月から10月）に集中していましたが、コロナ禍による飲食店の営業自粛の影響で夏期に集中していた苦情が分散され、通年を通して区に寄せられるようになりました。

そこで、必要に応じて、通年を通して夜間調査・測定をおこない、問題がある事業所には後日、口頭もしくは注意書により改善を指導します。

調査対象・・・夜間、深夜の操業や営業による騒音の苦情・相談があった工場、指定作業場、飲食店等（前年調査で問題のない工場、飲食店等は除く）。

調査期間・・・都度調査 通年

【令和5年度 夜間・深夜の騒音調査結果】

種 別	対象件数	調査回数	操・営業件 数	改善指導件数
全 体	5	6	5	3
カラオケ関係	5	6	5	3

苦情・相談の解決に向けて

(1) 早朝・深夜の近隣騒音

工場の典型的な騒音のほかに、商店や飲食店、一般家庭の音によって近隣に迷惑をかけていることがあります。商店や飲食店などの営業に伴い発生する騒音は、荷物の搬出入の作業に伴うものや自動車のエンジン音、飲食店のカラオケや音楽、話し声等、冷蔵庫やエアコンの室外機によるもの、その他の作業に伴うものなどがあります。それぞれは営業のため必然的に発生するものですが、早朝や深夜に発生すると近隣に対して大きな影響を及ぼします。

家庭生活に起因して早朝や深夜に問題となる騒音は、洗濯機の音、マンションの受水槽のモーター音、ペットの鳴き声、クーラーの室外機、自動車のエンジン音などがあります。こうしてみると、生活様式や生活の時間帯が多様化したこと、また、都市化した地域環境や住宅事情も大きく影響しています。このような生活環境の中で、私たちは騒音の被害者になったり、うっかりすると原因者になってしまうこともあります。それぞれが早朝や深夜に騒音で近隣に迷惑をかけていないか、もう一度確認しましょう。少し気をつかうだけで近隣との良好な関係を維持できるようになります。

(2) 焼却による煙の被害

焼却による煙の被害は、窓を開けられないばかりか、洗濯物に臭いやすすが付いてしまうことです。さらに塩化ビニール類を燃焼させると有害ガスも発生し、健康にも影響しかねません。平成8年当時、事業系ごみ収集が有料化になったことや、ごみの減量のため自前で焼却することが多く行われていました。そのため平成9年から13年にかけて焼却に伴う煙による苦情、相談が急増しました。その後法規制が厳しくなり、平成14年以降減少に転じています。庭先のたき火等（焼却禁止の例外）の場合でも生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情・相談がある場合には、指導の対象となります。

(3) カラスによる被害

最近カラスによるさまざまな被害が問題となっています。4～7月頃にかけてはカラスの繁殖期です。巣にひなや卵があると、カラスはその近くを通る人を威嚇、攻撃することがあります。また、私たちが定期的に出す生ごみがカラスの格好の餌となり、カラスを増やす原因となっています。

このため、区はカラスの巣の除去業者を紹介するほか、民有地（事業所用を除く）にある卵や雛のいる巣の除去については、費用の3分の1（上限1万円）を補助しています。

また清掃事務所ではカラスがごみをあさることができないよう防鳥ネットの貸し出しをおこなっています。



受動喫煙対策

(1) 受動喫煙防止重点区域

令和2年4月1日から改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、飲食店では原則、屋内禁煙となりました。そのため、店頭など、屋外での受動喫煙が増加し、苦情が寄せられることとなりました。

受動喫煙防止対策の強化のため、令和2年4月1日に「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」を改正し、駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定することで、路上喫煙を禁止できるようになりました。

JR平井駅周辺を令和2年7月16日に指定し、順次、令和3年3月30日に葛西駅・西葛西駅・小岩駅周辺、令和4年8月10日に船堀駅周辺を指定しました。乗降客の多い区内5駅で、概ね240m圏内（歩きたばこ1本分）を「受動喫煙防止重点区域」としています。

平井駅周辺



葛西駅周辺



西葛西駅周辺



船堀駅周辺



小岩駅周辺



(2) 喫煙所の整備

令和2年7月16日に平井駅、令和3年3月30日に葛西駅・西葛西駅、令和4年8月10日に船堀駅、令和4年11月10日に小岩駅に屋外喫煙所を整備しました。

		平井駅	葛西駅	西葛西駅	船堀駅	小岩駅	平均
喫煙所設置年月日		令和2年7月16日	令和3年3月30日	令和3年3月30日	令和4年8月10日	令和4年11月10日 重点区域指定日 (令和3年3月30日)	
駅前喫煙所の広さ		17.28 m ² (3.6×4.8)	8.61 m ² (2.1×4.1)	16.81 m ² (4.1×4.1)	12.84 m ² (2.0×6.42)	15.1 m ² (1.8×8.4)	5駅平均
							14.1 m ²
喫煙所利用者調査	R 5. 9	1,042 人	862 人	1,746 人	1,214 人	1,274 人	5駅平均
							1,228 人
	R 6. 2	1,269 人	1,108 人	2,166 人	1,419 人	1,604 人	5駅平均
							1,513 人

平井駅喫煙所



小岩駅喫煙所



(3) 受動喫煙防止の啓発

受動喫煙防止重点区域の指定に伴い、受動喫煙防止重点区域内の啓発活動を開始しました。路上喫煙者に対して受動喫煙防止重点区域の公共の場所での屋外禁煙の案内や、屋外喫煙所への誘導等を行っています。

(4) 苦情・相談の状況

令和2年度の受動喫煙対策実施後からの相談・苦情はたばこのポイ捨てが多い、道を通る際の煙が臭い等が寄せられています。

相談苦情件数の推移

年度	R3	R4	R5
件数	219	184	213

